

公布された条例のあらまし

◆高知県グリーンニューディール基金条例（高知県条例第67号）

- 1 条例制定の目的
再生可能エネルギー等の地域資源を活用し、「災害に強く、低炭素な地域づくり」を推進するため、高知県グリーンニューディール基金（以下「基金」という。）を設置することとした。
- 2 主要な内容
 - (1) 基金として積み立てる額は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金として交付を受けた額とすること。（第2条第1項）
 - (2) 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。（第2条第2項）
 - (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第3条）
 - (4) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。（第4条）
 - (5) この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失うものとし、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。（附則第2項）
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第68号）

- 1 条例改正の目的
大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）が施行されたことを考慮し、復興計画の作成等のため国、他の地方公共団体等から派遣された職員に対して災害派遣手当を支給することができるようにすることとした。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例（高知県条例第69号）

- 1 条例改正の目的
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、高知県固定資産評価審議会の委員の定数に関する規定の追加等することとした。
- 2 施行期日
この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第70号）

- 1 条例改正の目的
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第90号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県グリーンニューディール基金条例	2
◎職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2
◎高知県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例	3
◎高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	3
◎公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例	8

人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正等に伴い、児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る基準該当所支援についての指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例を追加する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第71号）

1 条例改正の目的

県民の平穏な生活を害する嫌がらせ行為の増加等の社会状況の変化を考慮し、卑わいな行為の禁止、不当な金品の要求行為の禁止及び嫌がらせ行為の禁止を加える等必要な改正をすることとした。

2 主要な内容

- （1） 公共の場所又は公共の乗物における卑わいな行為を禁止すること。（第4条）
- （2） 公共の場所又は公共の乗物における不当な金品の要求行為を禁止すること。（第5条）
- （3） 公共の場所において不当な客引き行為等を行っていると思われる者に対し、警察官が是正措置を講ずるよう命ずることができることとすること。（第8条）
- （4） ねたみ、恨みその他の悪意の感情を充足することを目的とする嫌がらせ行為を禁止すること。（第11条）
- （5） 条例の適用に当たっては、県民等の権利を不当に侵害しないよう留意しなければならないこととすること。（第12条）
- （6） 両罰規定を加える等、罰則について所要の改正を行うこと。（第13条から第17条まで）

3 施行期日

この条例は、平成25年12月1日から施行することとした。

条 例

高知県グリーンニューディール基金条例をここに公布する。

平成25年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第67号

高知県グリーンニューディール基金条例

（設置）

第1条 再生可能エネルギー等の地域資源を活用し、「災害に強く、低炭素な地域づくり」を推進するため、高知県グリーンニューディール基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金として交付を受けた額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（処分）

第4条 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効等）

2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。



職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第68号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第23条の4第1項中「災害復旧」を「災害復旧、復興計画の作成等（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第35条に規定する復興計画の作成等をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第69号

高知県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

高知県固定資産評価審議会条例（昭和37年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第401条の2第6項」を「第401条の2第5項」に改める。

第4条中「手続き」を「手続」に、「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出しを「（任期等）」に改め、同条中「補欠委員」を「補欠の委員」に改め、同条を第4条とする。

第2条第3項中「総理する」を「総理し、審議会を代表する」に改め、同条第4項中「事故がある」を「事故があるとき又は会長が欠けた」に、「指名する委員が」を「指名した委員が、」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（組織）

第2条 審議会は、委員12人で組織する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第70号

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

（高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第1条 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第63条」を「第63条の2」に改める。

第2条中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第3条第1号中「、第63条第2号」を「（第83条において読み替えて準用する場合を含む。）、第63条第2号（第83条において読み替えて準用する場合を含む。）、第63条の2第4号（第83条において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同条第3号

中「第60条」を「第60条、第63条の2第2号（第83条において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

第35条第1項中「に限る」を「に限る。次項において同じ」に改め、同条第2項の表中「定期的健康診断」を「定期健康診断」に改める。

第61条中「、第25条第2項」を「、第25条第1項」に、「次条第1項及び第3項」を「次条第2項及び第3項」と、第25条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項又は第3項」に、「の規定により法定代理受領」とあるのは「法定代理受領」を「」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第25条第2項」に、「、第39条」を「、第29条第4項中「指定児童発達支援以外」とあるのは「基準該当児童発達支援以外」と、第30条中「前条」とあるのは「第61条において読み替えて準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第61条において読み替えて準用する次条」と、第39条に、「第45条」と、「」を「第45条」と、第45条中「前条」とあるのは「第61条において読み替えて準用する前条」と、「」に改める。

第62条中「この場合において」を「この場合においては」に、「第25条第1項」を「第25条第2項」に、「規定を」を「規定を読み替えて」に改める。

第63条中「（平成11年厚生省令第37号）」を「（平成11年厚生省令第37号。以下この条において「指定居宅サービス等基準」という。）」に、「同令」を「指定居宅サービス等基準」に、「この場合において」を「この場合においては」に、「第25条第1項」を「第25条第2項」に、「規定を」を「規定を読み替えて」に改め、同条第1号中「機能訓練室」を「機能訓練室（指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号に掲げる食堂及び機能訓練室をいう。）」に改め、第2章第2節第5款中同条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第63条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなすものとする。この場合においては、この款（第61条（第25条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を読み替えて準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

（1）当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する登録者をいう。）の数並びに高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第15号。以下この条において「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第100条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみ

なされる通いサービス若しくは第83条において読み替えて準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下この条において「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数を合計した数の上限をいう。次号において同じ。）を25人以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数並びに指定障害福祉サービス基準条例第100条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第83条において読み替えて準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を合計した数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号に掲げる居間及び食堂をいう。）が、機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数並びに指定障害福祉サービス基準条例第100条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第83条において読み替えて準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を合計した数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第73条中「第24条第2項ただし書」を「「指定児童発達支援」とあるのは「指定医療型児童発達支援」と、第24条第2項ただし書」に、「第30条第1号」を「第30条中「前条」とあるのは「第73条において読み替えて準用する前条」と、同条第1号」に改める。

第76条中「次条第1項」を「第76条において読み替えて準用する次条第1項」に改める。

第80条中「第24条第2項ただし書」を「「指定児童発達支援」とあるのは「指定放課後等デイサービスを」と、第24条第2項ただし書」に、「第30条第1号」を「第30条中「前条」とあるのは「第80条において読み替えて準用する前条」と、同条第1号」に、「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」を「前条」とあるのは「第80条において読み替えて準用する前条」に改める。

第83条中「第62条、第63条」を「第62条から第63条の2まで」に改め、「、「基準該当児童発達支援」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス」と」を削り、「第30条第1号」を「第30条中「前条」とあるのは「第83条において読み替えて準用する前条」と、同条第1号」に、「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業

者の勤務の体制」を「前条」とあるのは「第83条において読み替えて準用する前条」に、「第74条中」を「第62条中「児童発達支援が」とあるのは「放課後等デイサービスが」と、「児童発達支援を」とあるのは「放課後等デイサービスを」と、「基準該当児童発達支援と、」とあるのは「基準該当放課後等デイサービスと、」と、「この款（前条（第25条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を読み替えて準用する部分に限る。）を除く。））」とあるのは「第2章第4節第5款（第83条（第79条第2項から第5項までの規定を読み替えて準用する部分に限る。）を除く。））」と、同条各号中「この条」とあるのは「第83条において読み替えて準用するこの条」と、「基準該当児童発達支援」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス」と、第63条中「児童発達支援が」とあるのは「放課後等デイサービスが」と、「児童発達支援を」とあるのは「放課後等デイサービスを」と、「基準該当児童発達支援と、」とあるのは「基準該当放課後等デイサービスと、」と、「この款（第61条（第25条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を読み替えて準用する部分に限る。）を除く。））」とあるのは「第2章第4節第5款（第83条（第79条第2項から第5項までの規定を読み替えて準用する部分に限る。）を除く。））」と、同条各号中「この条」とあるのは「第83条において読み替えて準用するこの条」と、「基準該当児童発達支援」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス」と、第63条の2中「児童発達支援が」とあるのは「放課後等デイサービスが」と、「児童発達支援を」とあるのは「放課後等デイサービスを」と、「基準該当児童発達支援と、」とあるのは「基準該当放課後等デイサービスと、」と、「この款（第61条（第25条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を読み替えて準用する部分に限る。）を除く。））」とあるのは「第2章第4節第5款（第83条（第79条第2項から第5項までの規定を読み替えて準用する部分に限る。）を除く。））」と、同条第5号中「この条」とあるのは「第83条において読み替えて準用するこの条」と、「基準該当児童発達支援」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス」と、第74条中」に、「第83条において読み替えて準用する前項」を「前項」に、「第83条において読み替えて準用する前2項」を「前2項」に改める。

第91条中「第24条第2項ただし書」を「「指定児童発達支援」とあるのは「指定保育所等訪問支援を」と、第24条第2項ただし書」に、「第30条第1号」を「第30条中「前条」とあるのは「第91条において読み替えて準用する前条」と、同条第1号」に改める。

（高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第114条第1項第3号」を「第114条第3号」に改め、同条第4号中「第114条第1項第2号」を「第114条第2号」に改め、同条第5号中「第118条において」を「第118条において読み替えて」に、「第191条において」を「第191条において読み替えて」に、「第201条において」を「第201条において読み替えて」に改め、同条第6号及び第8号中「において」を「において読み替えて」に改める。

第23条第2項中「受けるものとする」を「受けるものとする。」に改める。

第46条第1項中「第33条」と、」を「第33条」と、第12条第3項中「第41条第5項」とあるのは「第46条第1項において準用する第41条第5項」と、」に、「準用する次条第1項」と、第32条第3項」を「読み替えて準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第32条第3項」とあるのは「第46条第1項において読み替えて準用する第32条第3項」と、第32条第3項」に、「準用する第28条」を「読み替えて準用する第28条」に改

め、同条第2項中「第33条」と、」を「第33条」と、第12条第3項中「第41条第5項」とあるのは「第46条第2項において準用する第41条第5項」と、」に、「準用する次条第1項」と、第32条第3項を「読み替えて準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第32条第3項」とあるのは「第46条第2項において読み替えて準用する第32条第3項」と、第32条第3項に、「準用する第28条」を「読み替えて準用する第28条」に改める。

第51条第1項中「第33条」と、」を「第33条」と、第12条第3項中「第41条第5項」とあるのは「第51条第1項において準用する第41条第5項」と、」に、「準用する次条第2項及び第3項」を「読み替えて準用する次条第2項及び第3項」と、第23条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」に、「準用する次条第1項」と、」を「読み替えて準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第51条第1項において準用する第47条第3項」と、「第32条第3項」とあるのは「第51条第1項において読み替えて準用する第32条第3項」と、」に、「準用する第28条」を「読み替えて準用する第28条」に改め、同条第2項中「第33条」と、」を「第33条」と、第12条第3項中「第41条第5項」とあるのは「第51条第2項において準用する第41条第5項」と、」に、「準用する次条第2項及び第3項」を「読み替えて準用する次条第2項及び第3項」と、第23条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」に、「準用する次条第1項」と、」を「読み替えて準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第51条第2項において準用する第47条第3項」と、「第32条第3項」とあるのは「第51条第2項において読み替えて準用する第32条第3項」と、」に、「準用する第28条」を「読み替えて準用する第28条」に、「第51条第2項において準用する第47条第3項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「第51条第2項」を「次条第2項において準用する第47条第3項」と、同条第2項中「次条第1項において準用する」とあるのは「次条第2項において読み替えて準用する」に改める。

第81条中「、「指定居宅介護事業所」を「、「指定居宅介護を」とあるのは「指定療養介護を」と、「指定居宅介護に」とあるのは「指定療養介護に」と、「指定居宅介護事業所」に、「の事業を」を「(第52条に規定する指定療養介護をいう。以下同じ。)の事業を」に、「第22条第1項中「指定居宅介護を」とあるのは「指定療養介護を」と、同条第2項ただし書を「第22条第2項ただし書」に、「指定療養介護事業者が当該事業」を「指定療養介護の事業」に改め、「、「第41条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指定居宅介護に」とあるのは「指定療養介護に」と」を削る。

第85条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「指定療養介護事業者」とあるのは「指定生活介護事業者(第83条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)」と、「指定療養介護事業所ごとに」とあるのは「指定生活介護事業所(同項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下この条において同じ。))ごとに」と、同条ただし書中「指定療養介護事業所」とあるのは「指定生活介護事業所」と読み替えるものとする。

第98条中「の事業を行う者」を「(第82条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者」に、「第94条」を「第94条」と、第12条第3項中「第41条第5項」とあるのは「第98条において読み替えて準用する第41条第5項」に、「第25条第2項」を「第24条中「指定居宅介護及び」とあるのは「指定生活介護及び」と、第25条第2項」に改める。

第100条第1号中「及び」を「並びに」に、「又は」を「、高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め

る条例(平成25年高知県条例第13号。以下「障害児通所支援基準条例」という。)第63条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは障害児通所支援基準条例第83条において読み替えて準用する障害児通所支援基準条例第63条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第2号中「及び」を「並びに」に、「又は」を「、障害児通所支援基準条例第63条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは障害児通所支援基準条例第83条において読み替えて準用する障害児通所支援基準条例第63条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第3号中「をいう。)は」を「をいう。)が」に改め、同条第4号中「及び」を「並びに」に、「又は」を「、障害児通所支援基準条例第63条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは障害児通所支援基準条例第83条において読み替えて準用する障害児通所支援基準条例第63条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改める。

第101条に後段として次のように加える。

この場合において、これらの規定(第45条第1項及び第74条第1項を除く。)中「指定居宅介護事業所」とあり、及び「指定療養介護事業所」とあるのは「基準該当生活介護事業所」と、「指定療養介護事業者」とあり、及び「指定生活介護事業者」とあるのは「基準該当生活介護事業者」と、「指定生活介護に」とあるのは「基準該当生活介護に」と、第45条第1項中「指定居宅介護事業所の設置者」とあるのは「基準該当生活介護(第99条に規定する基準該当生活介護をいう。以下同じ。)の事業を行う事業所(以下「基準該当生活介護事業所」という。)の設置者」と、「当該指定居宅介護事業所」とあるのは「当該基準該当生活介護事業所」と、第74条第1項中「指定療養介護事業者」とあるのは「基準該当生活介護の事業を行う者(以下「基準該当生活介護事業者」という。))と、第87条第2項中「指定生活介護」とあるのは「基準該当生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「省令第82条第4項」とあるのは「省令第95条において準用する省令第82条第4項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項又は第3項」と読み替えるものとする。

第104条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定短期入所(第102条に規定する指定短期入所をいう。)の事業を行う者」と、「指定居宅介護事業所ごとに」とあるのは「当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)ごとに」と、同条ただし書中「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定短期入所事業所」と読み替えるものとする。

第110条第5項中「食事は」を「食事を」に改める。

第113条中「の事業を行う者」を「(第102条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。)の事業を行う者」に、「第25条第2項」を「第24条中「指定居宅介護及び」とあるのは「指定短期入所及び」と、第25条第2項」に改める。

第114条第1号中「又は」を「、障害児通所支援基準条例第63条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは障害児通所支援基準条例第83条において読み替えて準用する障害児通所支援基準条例第63条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「利用者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第2号中「及び」を「並びに」に、「利用者」を「障害者及び障

害児」に改め、同条第4号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改める。

第115条に後段として次のように加える。

この場合において、これらの規定（第45条第1項及び第74条第1項を除く。）中「指定居宅介護事業所」とあり、及び「指定療養介護事業所」とあるのは「基準該当短期入所事業所」と、「指定療養介護事業者」とあり、及び「指定短期入所事業者」とあるのは「基準該当短期入所事業者」と、「指定短期入所に」とあるのは「基準該当短期入所に」と、第45条第1項中「指定居宅介護事業所の設置者」とあるのは「基準該当短期入所（第114条に規定する基準該当短期入所をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所事業所」という。）の設置者」と、「当該指定居宅介護事業所」とあるのは「当該基準該当短期入所事業所」と、第74条第1項中「指定療養介護事業者」とあるのは「基準該当短期入所の事業を行う者（以下「基準該当短期入所事業者」という。））」と、第108条第2項中「指定短期入所」とあるのは「基準該当短期入所」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「省令第120条第4項」とあるのは「省令第125条の3において準用する省令第120条第4項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項又は第3項」と読み替えるものとする。

第118条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定重度障害者等包括支援事業者（第117条第1項に規定する指定重度障害者等包括支援事業者をいう。））」と、「指定居宅介護事業所ごとに」とあるのは「指定重度障害者等包括支援事業所（同条第2項に規定する指定重度障害者等包括支援事業所をいう。以下この条において同じ。）ごとに」と、同条ただし書中「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定重度障害者等包括支援事業所」と読み替えるものとする。

第119条に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定重度障害者等包括支援事業所（第117条第2項に規定する指定重度障害者等包括支援事業所をいう。））」と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定重度障害者等包括支援（第116条に規定する指定重度障害者等包括支援をいう。）の」と読み替えるものとする。

第126条中「の事業を行う者」を「（第116条に規定する指定重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。）の事業を行う者」に、「第125条」を「第125条」と、第12条第3項中「第41条第5項」とあるのは「第126条において読み替えて準用する第41条第5項」に改める。

第133条第3項中「受けるものとする」を「受けることができる」に改める。

第145条中「の事業を行う者」を「（第127条に規定する指定共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者」に、「、第38条第1項」を「、第38条第1項中」に改める。

第148条に後段として次のように加える。

この場合において、第54条中「指定療養介護事業者」とあるのは「指定自立訓練（機能訓練）事業者（第147条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。第148条において読み替えて準用する第84条第1項において同じ。））」と、「指定療養介護事業所ごとに」とあるのは「指定自立訓練（機能訓練）事業所（第147条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。以下同じ。）ごとに」と、同条ただし書中「指定療養介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（機能訓練）事業所」と、第84条第1項中「指定生活介護事業者」とあるのは「指定自立訓練（機能訓練）事業者」と、「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（機能

訓練）事業所」と読み替えるものとする。

第149条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第1項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（機能訓練）事業所（第147条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。第4項において同じ。））」と、同条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（機能訓練）事業所」と読み替えるものとする。

第153条中「の事業を行う者」を「（第146条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業を行う者」に、「第94条」を「第94条」と、第12条第3項中「第41条第5項」とあるのは「第153条において読み替えて準用する第41条第5項」に、「第25条第2項」を「第24条中「指定居宅介護及び」とあるのは「指定自立訓練（機能訓練）及び」と、第25条第2項」に改める。

第155条に後段として次のように加える。

この場合において、これらの規定（第45条第1項及び第74条第1項を除く。）中「指定居宅介護事業所」とあり、「指定療養介護事業所」とあり、及び「指定生活介護事業所」とあるのは「基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」と、「指定療養介護事業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあり、及び「指定自立訓練（機能訓練）事業者」とあるのは「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」と、「指定自立訓練（機能訓練）に」とあるのは「基準該当自立訓練（機能訓練）に」と、第45条第1項中「指定居宅介護事業所の設置者」とあるのは「基準該当自立訓練（機能訓練）（第154条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所（以下「基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の設置者」と、「当該指定居宅介護事業所」とあるのは「当該基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」と、第74条第1項中「指定療養介護事業者」とあるのは「基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。））」と、第150条第2項中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「基準該当自立訓練（機能訓練）」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「省令第159条第4項」とあるのは「省令第164条において準用する省令第159条第4項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項又は第3項」と読み替えるものとする。

第158条に後段として次のように加える。

この場合において、第54条中「指定療養介護事業者」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業者（第157条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。第158条において読み替えて準用する第84条第1項において同じ。））」と、「指定療養介護事業所ごとに」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所（第157条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。以下同じ。）ごとに」と、同条ただし書中「指定療養介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所」と、第84条第1項中「指定生活介護事業者」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業者」と、「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。

第163条中「の事業を行う者」を「（第156条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業を行う者」に、「第94条」を「第94条」と、第12条第3項中「第41条第5項」とあるのは「第163条において読み替えて準用する第41条第5項」に、「第25条第2項」を「「指定居宅介護及び」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）及び」と、第25条第2項」に改める。

第165条に後段として次のように加える。

この場合において、これらの規定（第45条第1項及び第74条第1項を除く。）中「指定居宅介護事業所」とあり、「指定療養介護事業所」とあり、及び「指定生活介護事業所」とあるのは「基準該当自立訓練（生活訓練）事業所」と、「指定療養介護事業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあり、及び「指定自立訓練（機能訓練）事業者」とあるのは「基準該当自立訓練（生活訓練）事業者」と、「指定自立訓練（機能訓練）に」とあるのは「基準該当自立訓練（生活訓練）に」と、第45条第1項中「指定居宅介護事業所の設置者」とあるのは「基準該当自立訓練（生活訓練）（第164条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所（以下「基準該当自立訓練（生活訓練）事業所」という。）の設置者」と、「当該指定居宅介護事業所」とあるのは「当該基準該当自立訓練（生活訓練）事業所」と、第74条第1項中「指定療養介護事業者」とあるのは「基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「基準該当自立訓練（生活訓練）事業者」という。）」と、第150条第2項中「指定自立訓練（機能訓練）を」とあるのは「基準該当自立訓練（生活訓練）を」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「省令第159条第4項」とあるのは「省令第173条において準用する省令第159条第4項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項又は第3項」と読み替えるものとする。

第169条中「の事業」を「の事業（認定指定就労移行支援事業所の人員に関する基準にあつては、第84条の規定を除く。）」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第54条中「指定療養介護事業者」とあるのは「指定就労移行支援事業者（第167条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。第169条において読み替えて準用する第84条第1項において同じ。）」と、「指定療養介護事業所ごとに」とあるのは「指定就労移行支援事業所（第167条第1項に規定する指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。）ごとに」と、同条ただし書中「指定療養介護事業所」とあるのは「指定就労移行支援事業所」と、第84条第1項中「指定生活介護事業者」とあるのは「指定就労移行支援事業者」と、「指定生活介護事業所」とあるのは「指定就労移行支援事業所」と読み替えるものとする。

第170条中「において」を「において読み替えて」に改める。

第171条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第1項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定就労移行支援事業所（第167条第1項に規定する指定就労移行支援事業所をいう。第4項において同じ。）」と、同条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定就労移行支援事業所」と読み替えるものとする。

第176条中「の事業を行う者」を「（第166条に規定する指定就労移行支援をいう。以下同じ。）の事業を行う者」に、「第94条」を「第94条」と、第12条第3項中「第41条第5項」とあるのは「第176条において読み替えて準用する第41条第5項」に、「第25条第2項」を「「指定居宅介護及び」とあるのは「指定就労移行支援及び」と、第25条第2項に、「第79条第2項同項第1号」を「第79条第2項第1号」に、「読み替える」を「第150条第4項中「省令第159条第4項」とあるのは「省令第184条において準用する省令第159条第4項」と読み替える」に改める。

第179条に後段として次のように加える。

この場合において、第54条中「指定療養介護事業者」とあるのは「指定就労継続支援A型事業者（第178条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業者をいう。第179条において読み替えて準用する第84条第1項において同じ。）」と、「指定療養介護事業所ごとに」とあるのは「指定就労継続支援A型事業所（第178条第1項に規定す

る指定就労継続支援A型事業所をいう。以下同じ。）ごとに」と、同条ただし書中「指定療養介護事業所」とあるのは「指定就労継続支援A型事業所」と、第84条第1項中「指定生活介護事業者」とあるのは「指定就労継続支援A型事業者」と、「指定生活介護事業所」とあるのは「指定就労継続支援A型事業所」と読み替えるものとする。

第189条中「指定生活介護を」とあり、「を」を「指定生活介護を」とあり、及びに、「の事業を行う者」を「（第177条に規定する指定就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業を行う者」に、「第94条」を「第94条」と、第12条第3項中「第41条第5項」とあるのは「第189条において読み替えて準用する第41条第5項」に、「第25条第2項」を「第24条中「指定居宅介護及び」とあるのは「指定就労継続支援A型及び」と、第25条第2項に、「読み替える」を「第150条第4項中「省令第159条第4項」とあるのは「省令第197条において準用する省令第159条第4項」と読み替える」に改める。

第191条に後段として次のように加える。

この場合において、第54条中「指定療養介護事業者」とあるのは「指定就労継続支援B型（第190条に規定する指定就労継続支援B型をいう。）の事業を行う者（以下「指定就労継続支援B型事業者」という。）」と、「指定療養介護事業所ごとに」とあるのは「当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援B型事業所」という。）ごとに」と、同条ただし書中「指定療養介護事業所」とあるのは「指定就労継続支援B型事業所」と、第84条第1項中「指定生活介護事業者」とあるのは「指定就労継続支援B型事業者」と、「指定生活介護事業所」とあるのは「指定就労継続支援B型事業所」と、第178条第1項中「指定就労継続支援A型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」という。）に」とあるのは「指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型事業所に」と、同項第1号及び第2号並びに同条第3項及び第4項中「指定就労継続支援A型事業所」とあるのは「指定就労継続支援B型事業所」と読み替えるものとする。

第192条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第1項中「指定就労継続支援A型事業所」とあるのは「指定就労継続支援B型（第190条に規定する指定就労継続支援B型をいう。第3項において同じ。）の事業を行う事業所（第5項において「指定就労継続支援B型事業所」という。）」と、同条第3項中「指定就労継続支援A型」とあるのは「指定就労継続支援B型」と、同条第5項中「指定就労継続支援A型事業所」とあるのは「指定就労継続支援B型事業所」と読み替えるものとする。

第194条中「の事業を行う者」を「（第190条に規定する指定就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業を行う者」に、「第94条」を「第94条」と、第12条第3項中「第41条第5項」とあるのは「第194条において読み替えて準用する第41条第5項」に、「第25条第2項」を「第24条中「指定居宅介護及び」とあるのは「指定就労継続支援B型及び」と、第25条第2項に、「第185条第1項」を「第150条第4項中「省令第159条第4項」とあるのは「省令第202条において準用する省令第159条第4項」と、第185条第1項」に改める。

第198条中「第196条」を「第196条」と、第12条第3項中「第41条第5項」とあるのは「第198条において読み替えて準用する第41条第5項」に、「第185条第1項」を「第150条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「省令第159条第4項」とあるのは「省令第206条において準用する省令第159条第4項」と、同条第5項中「第

1項から第3項まで」とあるのは「第2項又は第3項」と、第185条第1項に、「読み替える」を「、第190条中「施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「基準該当就労継続支援B型」と読み替える」に改める。

第201条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第1項中「指定共同生活介護事業者」とあるのは「指定共同生活援助（第199条に規定する指定共同生活援助をいう。次項において同じ。）の事業を行う者」と、「指定共同生活介護事業所ごとに」とあるのは「当該事業を行う事業所（以下この条において「指定共同生活援助事業所」という。）ごとに」と、同項ただし書中「指定共同生活介護事業所」とあるのは「指定共同生活援助事業所」と、同条第2項中「指定共同生活介護事業所」とあるのは「指定共同生活援助事業所」と、「指定共同生活介護を」とあるのは「指定共同生活援助を」と読み替えるものとする。

第202条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第1項中「指定共同生活介護」とあるのは「指定共同生活援助（第199条に規定する指定共同生活援助をいう。）」と、同条第2項中「指定共同生活介護事業所」とあるのは「指定共同生活援助事業所（第200条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。）」と読み替えるものとする。

第205条中「の事業を行う者」を「（第199条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者」に改める。

第206条第1項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に、「第191条において」を「第191条において読み替えて」に改め、同条第2項中「第191条において」を「第191条において読み替えて」に改める。

第209条中「第202条において」を「第202条において読み替えて」に改める。

第214条第1項中「第94条」を「第94条」と、第12条第3項中「第41条第5項」とあるのは「第214条第1項において読み替えて準用する第41条第5項」に改め、同条第2項中「」の事業」を「第214条第2項において読み替えて準用する第88条第6項において同じ。）の事業」に、「第87条第4項」を「第87条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項」に、「第88条第6項」を「、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項又は第3項」に、第88条第6項」に、「（第210条に規定する特定基準該当障害福祉サービスをいう。）を行う」を「を行う」に改め、同条第3項中「、第64条」を「、「指定自立訓練（機能訓練）に」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）に」と、第64条」に、「」の事業」を「第214条第3項において読み替えて準用する第91条第4項において同じ。）の事業」に、「（第210条に規定する特定基準該当障害福祉サービスをいう。）を行う」を「を行う」に改め、「、第146条中「自立訓練（機能訓練）（施行規則第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」とを削り、「第150条第2項」を「第146条中「自立訓練（機能訓練）（施行規則第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第150条第2項」に、「「指定自立訓練（機能訓練）に」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）に」と、同条第3項中「指定自立訓練（機能

訓練）に」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）に」を「同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」に、「第151条第4項」を「同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項又は第3項」と、第151条第4項」に改め、同条第4項中「」の事業」を「第214条第4項において読み替えて準用する第91条第4項において同じ。）の事業」に、「（第210条に規定する特定基準該当障害福祉サービスをいう。）を行う」を「を行う」に、「同条第3項中」を「同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、」に、「同条第5項中」を「同条第5項中「第3項第1号及び前項第1号から第3号まで」とあるのは「第3項第1号」と、」に、「読み替える」を「、同条第6項中「第1項から第4項まで」とあるのは「第2項又は第3項」と、同条第7項中「第3項各号及び第4項各号」とあるのは「第3項各号」と読み替える」に改め、同条第5項中「、第64条」を「、「指定自立訓練（機能訓練）に」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型に」と、第64条」に、「」の事業」を「第214条第5項において読み替えて準用する第91条第4項において同じ。）の事業」に、「（第210条に規定する特定基準該当障害福祉サービスをいう。）を行う」を「を行う」に、「「指定自立訓練（機能訓練）に」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型に」と、同条第3項中「指定自立訓練（機能訓練）に」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型に」を「同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」に、「第151条第4項」を「同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項又は第3項」と、第151条第4項」に改める。

附則第6項及び第10項中「第202条において」を「第202条において読み替えて」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）
- 高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第17号）の一部を次のように改正する。
第90条中「第39条ただし書」を「第40条ただし書」に改める。
第91条第1項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第71号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年高知県条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名中「公衆」を「高知県公衆」に改める。

第1条中「県民及び滞在者」を「県民等（県民、県内に滞在する者及び県内を通過する者をいう。以下同じ。）」に改める。

第2条中「すべて県民」を「全て県民等」に、「努力と」を「努力及び」に、「なくするよう」を「なくするよう」に改める。

第3条の見出し中「（ぐれん隊行為等）」を削り、同条第1項中「対して、いいがかりをつけ」を「対し、言い掛かりを付け」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がなく、刃物、鉄棒、木刀その他の人の身体に危害を加えるために使用することができるような物を、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対して不安を覚えさせるような方法で携帯してはならない。

第3条第3項中「理由がないのに」を「理由がなく」に、「その場所」を「公共の場所」に改める。

第4条を次のように改める。

（卑わいな行為の禁止）

第4条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法により、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 衣服その他の身に付ける物（以下この条において「衣服等」という。）の上から又は直接に人の身体に触れること。

(2) 衣服等で覆われている人の下着又は身体（以下「下着等」という。）をのぞき見し、又は撮影すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、写真機等を使用して衣服等を透かして見る方法により、みだりに、衣服等で覆われている人の下着等の映像を見、又は撮影してはならない。

3 何人も、公衆浴場、公衆便所、公衆が利用することができる更衣室その他の公衆が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいる場所にいる人に対し、みだりに、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 姿態をのぞき見し、又は撮影すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

第10条を削る。

第9条中「理由がないのに」を「理由がなく」に、「原動機付の」を「原動機を用いて推進する」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「何人も、」を「何人も、遊技場（」に、「営業所」を「営業所をいう。以下この条において同じ。）」に、「営業者が客」を「遊技場の営業者が遊技客」に、「又は人」を「、又は遊技客」に、「これらの物品」を「当該物品」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 次に掲げる行為について、客引き（ウに掲げる行為に係る利用者に対する勧誘を含む。）をすること。

ア 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供

イ 歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供

ウ 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓乐的雰囲気を醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供

エ 午後10時から翌日の午前6時までの間における専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供

(2) 前号ア又はイに掲げる行為（同号イに掲げる行為にあっては、当該行為が、人の

通常衣服で隠されている下着等に接触し、又は接触させる卑わいなものを伴う場合に限る。）について、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。

(3) 売春類似行為をするため、客引きをし、又は客待ちをすること。

(4) 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事するよう勧誘すること。

ア 人の性的好奇心をそそる行為（当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。）

イ 歓乐的雰囲気を醸し出す方法で客をもてなす行為

(5) 第1号、第3号及び前号に掲げるもののほか、人の身体若しくは衣服を捕らえ、又は所持品を取り上げる等により、執ように客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘すること。

第7条に次の3項を加え、同条を第8条とする。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。

3 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、第1項第1号イからエまでに掲げる行為（同号イに掲げる行為にあっては、当該行為が、人の通常衣服で隠されている下着等に接触し、又は接触させる卑わいなものを伴う場合を除く。）について、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して、客又は利用者となるよう誘引してはならない。

4 警察官は、前項の規定に違反して誘引を行っていると思われる者に対し、当該誘引を行うことをやめるべきことその他の当該違反を是正するため必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

第6条の見出し中「供与行為（ショバヤ行為）」を「供与行為等」に改め、同条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「の利用できる」を「が利用することができる」に、「以下」を「以下この条において」に改め、同条第3号中「前2号によって占めた座席等又は」を「占めた座席等又は座席等を占めるための」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第7条とする。

2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、入場者又は乗客に対してすごみ、暴力的性行をほのめかす等により、威力を示して多数の座席等を占め、又はその占めている座席等を譲ることを拒んではならない。

第5条の見出し中「（ダフヤ行為）」を削り、同条第1項中「利用しうる」を「利用することができる」に、「以下」を「以下この条において」に改め、同条第2項中「公共の場所」を「公共の場所又は公共の乗物」に、「、売り、又は人を勧誘して」を「売り、又は進路に立ちふさがり、若しくはつきまどって」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

（不当な金品の要求行為の禁止）

第5条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、進路に立ちふさがり、つきまとい、言い掛かりを付ける等不安又は迷惑を覚えさせるような方法により、金品を要求してはならない。

本則に次の7条を加える。

（嫌がらせ行為の禁止）

第11条 何人も、正当な理由がなく、専ら、特定の者に対するねたみ、恨みその他の悪意の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、不安又は迷惑を覚えさせるような行為であって、次の各号に掲げるいずれかのもの（ストーカー行為等の規

制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第2項に規定するストーカー行為を除く。）を反復して行ってはならない。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下この号において「住居等」という。）の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メール（特定電子メールの適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）を送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

（適用上の注意）

第12条 この条例の適用に当たっては、県民等の権利を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

（罰則）

第13条 第4条又は第11条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 常習として、第4条又は第11条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第14条 第8条第2項の規定に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

2 常習として、第8条第2項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第15条 第3条又は第5条から第10条まで（第8条第2項から第4項までを除く。次項において同じ。）の規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として、第3条又は第5条から第10条までの規定のいずれかに違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第16条 第8条第4項の規定に基づく警察官の命令に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（両罰規定）

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第14条、第15条（第8条第1項又は第9条の規定に違反したときに限る。）又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。